

社会医療法人入間川病院 介護老人保健施設狭山ケアセンター
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

この規程は、社会医療法人入間川病院が開設する通所リハビリテーション施設及び介護予防通所リハビリテーション施設及び「狭山ケアセンター」(以下、「施設」という)が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業(以下、「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設職員(以下、「従業者」という)が、要介護状態又は要支援状態と認定された高齢者等(以下、「利用者」という)に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称)

第3条

通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名 称 狭山ケアセンター

2 所在地 狹山市北入曽 1 4 4 3 - 7

3 定員 40人

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 医師 1人(常勤)

医師は、施設に勤務する従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

2 理学療法士または作業療法士 1人以上

理学療法士及び作業療法士は、通所リハビリテーション介護計画及び予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

3 看護職員 1人以上

看護職員は、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

4 介護職員 4人以上

介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 9時から16時までとする。

(サービス提供及び利用の留意事項)

第6条

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

1 事業の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

2 従業者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 3 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 4 サービス利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第7条

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 2 従業者は、上記の及び通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、及び通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第8条

- 1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション及び当該介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割2割又は3割の額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 通常の時間を超え介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーシ

- | | |
|--------------|--------------|
| ヨンを受ける場合 | 1時間あたり1,500円 |
| (2) 食費(昼食) | 670円/1日 |
| (3) おやつ代 | 100円/1日 |
| (4) おむつ代 | 実費 |
| (5) 日常生活消耗品費 | 200円/1日 |
| (6) 教養娯楽費 | 100円/1日 |
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第9条

従業者、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第10条

施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体的拘束等の適正化)

第11条

- 1 施設は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条

- 1 施設は、安全かつ適切に質の高い看護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護事故等を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。
- 3 安全対策委員会・事故防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的で開催する。
- 4 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を年2回以上実施する。
- 5 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(職員の質の確保)

第14条

- 1 従業者の資質向上のため、その研修の機会を確保し、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 従業者研修 年2回以上
- 2 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第15条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について
衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及び感染対策指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 感染対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針(感染対策指針)を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(通常の事業の実施地域)

第16条

通常の事業の実施地域は、狭山市並びに所沢市のうち、東狭山ヶ丘、北中、岩岡町、北岩岡、青葉台、小手指町、緑町、けやき台、松葉町、北所沢町、向陽町、榎町、美原町、花園、所沢新町、神米金、下富、入間市のうちの豊岡、東藤沢、東町、扇町屋、向陽台、春日町の区域

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会医療法人入間川病院理事長と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染対策等に関する事項)

第19条

- 1 施設は看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
- 2 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに必要に応じて協力医療機関（入間川病院）感染対策部門の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント等に関する事項)

第20条

施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規定は、平成 8 年 8 月 8 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日一部改訂

平成 18 年 4 月 1 日一部改訂

平成 18 年 9 月 1 日一部改訂

平成 19 年 1 月 20 日一部改訂

平成 21 年 4 月 1 日一部改訂

平成 22 年 2 月 10 日一部改訂

平成 23 年 7 月 1 日一部改訂

平成 24 年 6 月 1 日一部改訂

平成 28 年 10 月 1 日一部改訂

平成 29 年 4 月 1 日一部改訂

平成 30 年 2 月 1 日一部改訂

平成 30 年 8 月 1 日一部改訂

平成 31 年 4 月 1 日一部改訂

令和 4 年 2 月 1 日一部改訂

令和 7 年 1 月 1 日一部改訂

令和 8 年 8 月 1 日一部改訂